

倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請要領

平成29年度から平成31年度までの間において倉吉市が発注する製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）並びに物品の賃貸（以下、「物品・役務等」といいます。）に係る競争入札参加資格審査申請書の受付を行います。

参加を希望される方は、次により関係書類を提出してください。

なお、この度の手続きから、本市会計課で取扱う申請に役務の提供に係る業種種目を新たに加えました。このうち、車両整備に係るものについては、現在、本市総務部総務課で管理している公用車の車検整備等業務の入札参加資格者の登録期限が平成30年3月31日までとなっており、これにより既に登録を受けている事業者は、車両整備に係る入札参加資格を有するものとして、引き続き当該期限まで入札参加資格を有することとして取り扱います。

1 申請書等の入手方法

倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請書等の様式は、市公式ウェブサイトの「申請書等のダウンロード」のコンテンツから入手してください。

(1) 配付書類

- ア 倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 営業種目申請書及び営業実績書（様式第2号）
- ウ 委任状（様式第3号）
- エ 使用印鑑届（様式第4号）
- オ 市税の納付状況に係る確認についての同意書兼誓約書（様式第5号）
- カ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第6号）
- キ 倉吉市物品・役務等資格審査申請事項変更届（様式第7号）

(2) 参考資料

- ア 営業種目表（別表第1）
- イ 提出書類一覧表（別表第2）

2 申請書の受付

(1) 受付期間

平成28年12月1日（木）から平成29年1月13日（金）まで（必着）

（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除きます。）

ただし、この期間を経過した後も随時受け付けることとしますが、この場合において、資格の有効期間の始期が平成29年4月1日とならない場合があるので、注意してください。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2

項に規定する信書便（以下「信書便」といいます。）により提出してください。この場合において、郵便又は信書便により提出するときは、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとします。

(4) 提出先

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地（倉吉市役所本庁舎2階）

鳥取県倉吉市会計課出納係（電話 0858-22-8154）

3 提出書類

提出書類は、次のとおりです。提出の際は、申請書を上にして、(2)に掲げる添付書類の番号順にダブルクリップで留めてください（ステープル留めやファイル綴りは不可）。提出部数は、1部です。

(1) 倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請書（様式第1号）

(2) 添付書類

ア 営業種目申請書及び営業実績書（様式第2号）

イ 委任状（様式第3号）

（代理人（支店等）に入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の事務（ウにおいて「契約事務」という。）を委任する場合に限りです。）

ウ 使用印鑑届（様式第4号）

（代表者（本社）が、契約事務において、実印以外の印鑑を使用する場合に限りです。受任者（支店等）の使用する印鑑は、イの委任状に押印するため、本届の提出は不要です。）

エ 市税の納付状況に係る確認についての同意書兼誓約書（様式第5号）

オ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第6号）

カ 商業登記簿謄本等（申請日前3箇月以内に発行されたものの原本又はコピー）

（ア）法人 登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

（イ）個人 身分証明書及び登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人等に該当していないことの証明）

キ 印鑑証明書等（申請日前3箇月以内に発行されたものの原本又はコピー）

（ア）法人 印鑑証明書

（イ）個人 印鑑登録証明書

ク 決算書（申請日直前の営業年度に係るもの）の写し

（ア）法人 貸借対照表及び損益計算書

（イ）個人 確定申告書のうち損益計算書及び貸借対照表（資産負債調）

ケ 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあつては、これらの証明書の写し

コ 消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（申請日前3箇月以内に発行されたものの原本又はコピー）

（ア）法人 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）「その3」又は第9号書式「その3の3」

（イ）個人 第9号書式「その3」又は第9号書式「その3の2」

サ 鳥取労働局が発行する労働保険料納付証明書（県内に本店を有する事業所のみ。申請日前3箇月以内に発行されたものの原本又はコピー）

4 提出書類作成上の留意点

基準日は、申請日とします。

(1) 倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請書（様式第1号）

申請日は、提出日（郵便又は信書便による場合は、発送日）を記入してください。未記入の場合、倉吉市に書類が提出された日が申請日となります。

ア 申請者（本社）に関する事項

- (ア) 法人の場合は、登記簿謄本に記載された住所を記入してください。
- (イ) 個人の場合は、所得税の確定申告書に記載した事業所所在地を記入してください。
- (ウ) 「代表者職・氏名」は、「代表取締役」「取締役社長」「代表取締役社長」「理事」等、代表者の役職名を記入してください。個人事業者については、「代表者」と記入してください。
- (エ) 申請書には、実印として登録している代表者印を押印してください。（会社印は不可）
- (オ) 「法人番号」は、法人に指定された13桁の番号を記入してください。個人事業者については、記入しないでください。

イ 受任者に関する事項

委任状により支店・営業所等が契約者となる場合のみ記入してください。本社が契約者となる場合は記入しないでください。

ウ 営業状況に関する事項

- (ア) 「営業年数」は、登記簿謄本に記載されている会社設立年月日から申請日までの年数を記入してください。なお、申請日までにおける1年未満の端数は切り捨ててください。
- (イ) 「売上高」は、次の額を記入してください。（千円未満切捨て）
 - a 法人 損益計算書の売上高
 - b 個人 損益計算書の売上（収入）金額（雑収入を含めます。）
- (ウ) 「資本金の額」は、次の額を記入してください。（千円未満切捨て）
 - a 法人 登記簿謄本の資本金の額
 - b 個人 貸借対照表の元入金
- (エ) 「従業員数（全社）」は、申請日時点での全体の総従業員の人数（嘱託・パート等を含む。）を記入してください。

「うち市と取引する支店等の従業員数」は、申請日時点での倉吉市内の支店、営業所、事業所等における従業員の人数（嘱託・パート等を含む。）を記入してください。

エ 本申請に係る担当者

申請書類の記載内容について回答できる方の所属、氏名等を記入してください。

(2) 営業種目申請書及び営業実績書（様式第2号）

申請する業種（物品、役務・委託、賃貸）の欄に「レ」を付し、それぞれの業種ごとに様式第2号を作成し、提出してください。

※ 1.入札参加希望営業種目及び2.主な取扱品目（業務内容）等の欄に記入しきれないときは、この様式を複写利用し、頁番号を用紙下中央に記入してください。

1.入札参加希望営業種目

ア [大分類] <小分類>の種目番号は、別表第1「営業種目表」を参照に記入してください。

イ 申請を希望する営業種目について、[大分類] の欄に種目番号を記入し、〈小分類〉種目番号の () の欄に、○印を記入してください。

ウ 「物品」の大分類については、最大で5種目までとします。小分類については、申請種目数に係る制限はありませんので、複数の種目の申請が可能です。

エ 「役務・委託」、「賃貸」については、大分類及び小分類ともに申請種目数に係る制限はありません。

【記載例】

物品 役務・委託 賃貸

※希望する業種の□にチェックしてください。

【大分類】 種目番号	※1 〈小分類〉 種目番号							
	1	2	3	4	5	6	※2	※2
【 1 】	()	(○)	(○)	()	()	()	()	()
【 8 】	(○)	(○)	()	()	()	()	()	()

2. 主な取扱品目（業務内容）

ア 「1. 入札参加希望営業種目」に記載したすべての大分類及び小分類の主要取扱品目（業務内容）等を記入してください。

イ 「主要取扱品目（業務内容）」は、別表第1の営業種目表「内容（例示）」の品目を参考に、取扱品目、業務内容等を具体的に記入してください。

ウ 小分類の種目が「その他」のものは、特に詳しく主要取扱品目（業務内容）の記載をしてください。

エ 「取扱品目のメーカー名」は、役務・委託及び賃貸の申請の場合、記入の必要はありません。物品における申請の場合に限り記入してください。

【記載例】

種目番号 〈大分類〉-〈小分類〉	主要取扱品目（業務内容）	取扱品目のメーカー名
(1) - (2)	用紙、封筒、ダンボール	株△△
(1) - (3)	複写機、パソコン周辺機器、シュレッダー	□□事務機器
(8) - (1)	テレビ、エアコン、冷蔵庫、掃除機	△△社
(8) - (2)	電話機、放送用機器、ファクシミリ	□□□社

3. 営業実績書

ア 「2. 主な取扱品目（業務内容）」に記載した種目番号の順に、申請日から、過去2年以内に履行を完了した（複数年契約を履行中のものも含まれます。）代表的な営業内容についての契約実績1～3件について、記入してください。

イ 「契約相手方の名称」については、公表することに支障がある場合は官公庁、一般企業、個人等と記入してください。取引実績がない場合は「契約の名称又は取引の種類及び内容」欄

に「なし」と記入してください。

ウ 小分類の種目が「その他」のものは、特に詳しく「契約の名称又は取引の種類及び内容」を記入してください。

エ 「契約金額」については、総額（単価契約の場合は、契約単価に契約期間中の実績総額を乗じた総額）を記入してください。申請日現在、複数年契約を履行中のものも含まれます。その場合、「(月額)単価」、「台数」等も分かるように記入し、それらに全契約期間を乗じた契約総額（予定）を記入してください。なお、記入する金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額としてください。

オ 物品の購入等についての「契約期間」は、上段に契約締結日、下段に納入完了年月日又は納入期限日を記入してください。

【記載例】（物品購入等）

種目番号 〈大分類〉－〈小分類〉	契約相手方の名称	契約の名称又は 取引の種類及び内容	契約金額 (千円)	契約期間
(1)－(2)	□□市□□課	再生PPC用紙の購入 (単価1,300円/箱)(2,500箱)	3,250	H27. 4. 1 から
				H28. 3. 31 まで
				. . から
				. . まで
(1)－(3)	○○県○○市	○○○用備品	250	H27. 4. 1 から
	□□□(株)	□□		H27. 6. 15 まで
	有△△△	△△一式		H28. 5. 1 から
				H28. 5. 31 まで
(8)－(1)	○○県	映像・音響機器の購入	1,892	H28. 11. 1 から
	△△(株)	石油暖房機の購入		H28. 3. 20 まで
				H28. 10. 1 から
				H28. 12. 5 まで
			. . から	
			. . まで	

【記載例】（賃貸）

種目番号 〈大分類〉－〈小分類〉	契約相手方の名称	契約の名称又は 取引の種類及び内容	契約金額 (千円)	契約期間
(30)－(1)	○○県○○市	大型電子複写機賃借料	324	H27. 4. 1 から
	□□□(株)	印刷機賃借料 (月額8,500円/台)(3台)		H28. 3. 31 まで
				H28. 5. 1 から
				H32. 4. 30 まで
			. . から	
			. . まで	

(3) 委任状（様式第3号）

様式第1号「倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請書」の「受任者に関する事項」に記載がある場合は、必ず提出してください。

(4) 使用印鑑届（様式第4号）

受任者（支店等）の使用する印鑑は、様式第3号「委任状」に押印するため、本届の提出は、不要です。代表者（本社）が、入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領等に関し、実印以外の印鑑を使用する場合に限り提出してください。

(5) 市税の納付状況に係る確認についての同意書兼誓約書（様式第5号）

倉吉市に市税の納付義務がある方は、滞納がないことの確認を会計課が行う必要がありますので、当該市税の納付状況を確認されることに同意する口欄に、また、当該市税の納付義務のない方は、その旨を誓約する口欄に「レ」を記載してください。

(6) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第6号）

印鑑は「倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請書」と同じ印を押印してください。

5 入札参加資格

入札参加資格を得るためには、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）第103条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当するとし、規則第117条において準用する規則第103条第2項の規定に基づき、競争入札への参加が認められていない者でないこと。
- (3) 市税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (4) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に、個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (5) 県内に本店を有する事業所にあつては、鳥取労働局が発行する労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (6) 経営状況を確認し、総合的に経営が安定していると認められること。
- (7) 営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けている者であること。
- (8) 入札参加資格の申請を行う日現在において、継続して過去1年以上その営業に従事していること。
- (9) 倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員並びに条例第2条第1号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等を役員又は支店若しくは営業所の代表者等としている法人ではないこと。
- (10) 2により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

6 入札参加資格審査の結果及び結果の通知

審査の結果、資格の決定をしたときは、入札参加有資格者とし、倉吉市物品・役務等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」といいます。）に登録します。なお、この入札参加資格者名簿は、一般の方が閲覧できるものとします。

また、入札参加資格審査結果の通知は、入札参加資格の決定をしなかった者についてのみ行い、当該通知を受けなかった者は、入札参加資格の決定をされたものとします。

7 入札参加資格の有効期間

平成29年4月1日(土)から平成32年3月31日(火)まで

ただし、2(1)のただし書により申請を受け付けた者(以下「随時申請者」という。)にあっては、入札参加資格者名簿に登録された日から平成32年3月31日(火)までとする。この場合において、随時申請者に係る入札参加資格の決定手続は、原則として、平成29年3月31日以前に申請を受け付けたものにあつては平成29年4月末日までに、平成29年4月1日以後に申請を受け付けたものにあつては、申請を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに、それぞれ行うものとする。

8 登録・申請事項の変更

入札参加有資格者又は入札参加資格の申請をしている者で、登録されている事項又は申請している事項に変更があった場合は、倉吉市物品・役務等資格審査申請事項変更届(様式第7号)を提出してください。

9 申請書の受付票

提出した申請書の受付があつたこと等を確認したい場合は、受付票(任意様式)に住所(所在地)及び商号又は名称を記入の上、申請時に申し出てください。受付時に会計課で受付印を押してお返しします。

なお、受付票の郵送が必要な場合は、必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合には、返送いたしません。